

壁紙および壁紙施工副資材におけるアスベストの含有について

本資料は一般社団法人日本壁装協会（旧：壁装材料協会）が当時の会員会社^{※1}からの情報に基づいて、作成した参考資料です。また、会員会社の個別製品情報については会員会社の責任において「石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）」に登録を行っております。※1 既に退会された会員含む。

現在、当協会会員会社が製造している壁紙や壁紙施工副資材にアスベストは使用されておられません。

2023年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事から、有資格者によるアスベスト事前調査が義務化されました。当協会では壁紙および壁紙施工副資材にアスベストが含有しているか否かの判断や証明書発行等の業務は行っておりません。あらかじめ、ご承知おきください。

参考リンク：「石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）」

<https://asbestos-database.jp>

1. アスベストが混入されている可能性のある壁紙の製造期間

昭和45（1970）年～平成3（1991）年迄

2. アスベスト含有について

通常、判別には商品名や商品番号の特定が必要になります。しかし、壁紙の場合、施工後の見た目では判別できません。現場の状況に応じた、ご対応をお願いいたします。以下項目は参考例です。

- ①壁紙の成分分析によるアスベスト含有の判別（分析方法はJIS A 1481-1（層別分析）を推奨）
- ②当該現場のみなし工事での作業実施
- ③壁紙製造会社あるいは壁紙販売会社のホームページ等を参照

3. 壁紙施工副資材および下地基材

当協会会員会社が製造する壁紙施工副資材類（「壁紙施工用でん粉系接着剤」、「合成樹脂系接着剤」、「壁紙施工用シーラー」、「壁紙施工用パテ」）等は、現在に至るまでアスベストが含まれていないことを、会員会社からの情報提供により確認をしています。

また、壁紙の下地基材として、石綿スレート板、石綿フレキシブルボード、石綿ケイ酸カルシウム板、その他繊維混入セメント板類、石膏ボードなど、アスベスト含有建材が使用されている場合があります。

4. アスベスト含有の可能性がある壁紙の防火認定番号（当時）

認定番号	認定日
化粧（不燃）第 1005 号	昭和 45(1970)年 7 月 29 日
化粧（不燃）第 1011 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（不燃）第 1103 号	昭和 53(1978)年 3 月 1 日
化粧（不燃）第 2026 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（準不燃）第 2005 号	昭和 45(1970)年 7 月 29 日
化粧（準不燃）第 2025 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（準不燃）第 2027 号	昭和 48(1973)年 9 月 12 日
化粧（準不燃）第 2107 号	昭和 53(1978)年 3 月 1 日
壁装材料第 0001 号 ^{※2}	昭和 56(1981)年 4 月 1 日
壁装材料第 0003 号 ^{※2}	昭和 56(1981)年 4 月 1 日
壁装材料第 0005 号	昭和 56(1981)年 4 月 1 日

※2 一部商品のみ該当。「石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）」参照

5. 注意点

①裏打紙がグレー色^{※3}の場合はアスベスト紙の可能性がります。

※3 グレー色以外が、非含有ということではありません。

②防火施工管理ラベルは防火性能を証明するもので、アスベスト含有と直接の関係はありません。

③商品名、商品番号、製造会社、販売会社等が明確な場合は、そちらへ直接お問い合わせください。

6. 法令

厚生労働省の石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp> で最新の情報をご確認ください。また、各自治体の条例等については各自治体のホームページをご参照ください。なお、改修工事を発注される建築物所有者の方や、それを請け負われた元請業者や施工業者等の方は法令等を順守して、適切な処理をお願いいたします。

7. 免責事項

当協会では正確な情報収集とその提供に努めておりますが、当協会会員のみからの情報提供に基づくものであり、本紙の記載内容を保証するものではありません。よって、本紙の記載内容から何らかの被害が生じたと主張された場合でも、当協会では一切責任を負いませんのでご注意ください。また、本資料の無許可転載・転用を禁止いたします。

以 上